

【注意事項について】

- ◆ この申請が「被保険者」にかかる申請であるときは、⑥は「該当せず」と記入してください。
- ◆ 傷病が第三者の行為によるものであるときは、別に「第三者行為による傷病届」を組合に請求のうえ、作成してこの申請書に添付してください。
 ※ 「第三者の行為」とは次のようなケースです。
 - ・相手のある交通事故による負傷
 - ・不当な暴力、傷害行為による負傷
- ◆ 訂正するときは、必ず二重線で抹消し、訂正してください、修正液等は使用しないでください。
- ◆ ⑮は個人口座へ振込みを希望される場合は、被保険者（申請者）の口座について記入してください。なお、被保険者（申請者）以外の口座へ振込みを希望される場合は、⑲委任状欄に記入してください。

【添付書類について】

申請理由	添付書類
緊急またはやむを得ない事由により、医療機関等で10割負担したとき	①病名が記載されている診療報酬明細書（レセプト） 原本 <u>※①の添付が難しい場合</u> 療養費支給申請書の右面にある領収（診療）明細書に証明を受けたもの及び、診療明細書原本 ②領収書原本
退職後、誤って以前加入していた健康保険で診療を受けたとき	①診療報酬明細書（レセプト）写し <u>※封を開けずに添付してください</u> ②医療費を返還した際の領収書原本
治療用装具（コルセット、ギプス等）を作成したとき	①治療用装具製作指示装着証明書原本（医師が治療上装具を必要と認め、かつ装着日の確認できる証明書） ②領収書（明細書・内訳書）原本 ③靴型装具作成の場合は、装具の現物写真（全体がみえるもの）
小児弱視等の治療用眼鏡等を作成したとき（9歳未満）	①保険医の治療用眼鏡等の作成指示書（または病名の記載がある処方箋）等写し ②検査結果写し（①に記載がある場合は不要） ③領収書原本（対象者の氏名、治療用眼鏡代の記載のあるもの）
四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等を購入したとき	①保険医の弾性着衣等の装着指示書原本 ②領収書（明細書・内訳書）原本
生血	①保険医の輸血証明書原本 ②領収書原本

- ◆ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧、海外療養費については、別の申請書になります。